

市川市〇〇〇指定管理者年度協定書（雛形）

市川市（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、市川市〇〇〇施設の管理及び運営について締結した市川市〇〇〇指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成〇〇年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 年度協定は、市川市〇〇〇施設の管理及び運営に関する業務（以下「管理業務」という。）の各年度の内容及び管理業務の実施の対価として支払われる指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 この年度協定の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（業務の内容）

第3条 甲及び乙は、前条の年度協定の期間中の管理業務の内容は、別紙〇〇〇に定めるとおりであることを確認する。

（対価の支払）

第4条 甲は、乙に管理業務実施に係る対価として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払内訳書の定めるところにより所定の手続に従って30日以内に対価を支払うものとする。

3 基本協定第16条第1項による収支決算の結果、その要した費用の額が対価の額に満たないときは、乙はその差額を甲に返納するものとし、その費用の額が対価の額を超えるときは、甲又は乙は、求めに応じ、協議することができる。

（施設の維持修繕等）

第5条 管理業務に係る市川市〇〇〇施設の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、市川市の財産に限り原則として市川市が負担するものとする。ただし、1件当たりの金額が 万円未満の修繕については、甲の承認を受けて、指定管理者が指定管理料の範囲内で行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

(費用負担)

第6条 市川市〇〇〇施設維持に係る費用（電気、ガス、上下水道、塵芥等収集、駐車場管理、警備）及び電話、インターネット使用料等の通信費用は、乙の負担とする。

(協定の変更)

第7条 市川市〇〇〇施設の管理業務の前提条件若しくは内容が変更となったとき、又は特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この年度協定を変更することができる。

(疑義等の決定)

第8条 この年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

この年度協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

印

乙

印